

現状と課題

- 変化する社会情勢に伴い市民のニーズは一層多様化・複雑化し、「公共」¹⁾の範囲はますます拡大してきています。こうした状況に的確に応えるためには、これまでのような行政による画一的なサービスの提供だけでは対応が困難な状況にあります。これからは、市民や各種団体などと行政が、異なる立場や特性を尊重しつつ連携し、自らの創意と責任においてそれぞれの役割を果たして課題解決を図る「協働のまちづくり」を推進することが不可欠となってきました。
- 協働のまちづくりを推進していくために、まちづくりを積極的にリードしていく人材を発掘・育成するとともに、NPOや市民活動団体など、多様な主体のまちづくりへの参加と支援体制を整える必要があります。同時に、市民の感覚、市民の立場で考え行動する職員の育成も重要になってきます。

1)公共：社会全体にかかわり市民生活上必要なことから個人之力では解決することが困難なもの

【まちづくりの目標値】

項 目	現 状	目 標
認証NPO数	20 団体 (平成 21 年度末)	25 団体 (平成 27 年度末)

施策の展開

1. 「新しい公共空間」の形成

- ① 「公共＝行政」というこれまでの考え方から、多様な主体が支える「新しい公共空間」²⁾への方向付けを進め、計画策定や事業実施段階で市民や地域、行政がそれぞれの特性に応じた役割を分担し、力を発揮する協働のまちづくりを推進します。
- ② NPOや市民活動団体などと連携しながら市民活動の活発化を進めるとともに、地域コミュニティを基盤とした地域性豊かなまちづくりを推進します。
- ③ まちづくりを進めていくために、市民や地域自治組織、行政などがどんな役割を担い、何をどのような方法で決めていくのかなど、自治体の仕組みの基本ルールを体系化した最高規範としての「自治基本条例」の制定を目指します。

【主要事業】

- ・自治基本条例策定事業

2. 多様な主体によるまちづくりの推進

- ① 協働の担い手や地域課題の解決をコーディネートできるリーダーを養成するとともに、市民活動を支援する組織や拠点の整備も含めて、専門的知識、技能を有する市民や団体などを地域全体の財産として共有できる仕組みづくりを進め、多様な主体によるまちづくりを推進します。
- ② 「地域主権」の考え方が進められる時代に対応し、市民との協働に必要な政策形成能力や創造性を備えた職員を育成していきます。

【主要事業】

- ・協働のまちづくり推進事業

2)新しい公共空間：地域にかかわる様々な主体がそれぞれの立場で担う新しい公共の領域

現状と課題

- 男女共同参画のまちづくりを進めるためには、推進体制の充実が不可欠です。現在、市民と行政がそれぞれ関係団体と連携しながら各種活動を展開しています。しかし、効果には不十分な面があり、民間組織の更なる育成と組織間の連携を進める必要があります。
- 様々な分野で女性の登用が進み、徐々に男女平等意識も高まっています。しかし、社会慣習に根ざした固定的な役割分担や性差別、偏見などがいまだに根強く残っているため、解消に向けた取組を継続して行う必要があります。
- 近年徐々に改善されつつあるとはいえ、家事や子育て、介護などでの女性の負担はいまだに大きく、それが女性の社会参加を妨げる要因になっています。女性が社会参加しやすい環境をつくるために、家庭内での適切な役割分担や事業所の理解、各種支援制度の活用促進が必要です。
- 女性をめぐる様々な問題に対応するための相談体制の確立と、女性の活動を支援するための活動拠点の整備が必要です。

市 議 会 の 状 況

	平成18年3月31日			平成22年4月1日		
	総数 (人)	うち女性数 (人)	女性の 割合(%)	総数 (人)	うち女性数 (人)	女性の 割合(%)
議員計	40	3	7.5	30	3	10.0

行政委員会（地方自治法第180条の5）における女性の登用状況

	平成22年4月1日		
	総数(人)	うち女性数(人)	女性の割合(%)
合計	62	4	6.5
教育委員会	5	2	40.0
選挙管理委員会	4	0	0.0
監査委員	3	0	0.0
農業委員会	47	2	4.3
固定資産評価審査委員会	3	0	0.0

各種審議会等における女性委員の登用状況（平成22年4月1日）

	総数 (人)	うち女性数 (人)	女性の割合 (%)
地方自治法第138条の4及び第202条の3に基づく審議会等	701	156	22.3
市の要綱等に基づく審議会等	187	36	19.3

施策の展開

1. 男女共同参画を推進する体制づくり

- ①「とおかまち男女共同参画推進プラン」(平成19年度策定)に基づき事業を推進していくとともに、社会の変化への対応などを盛り込んだ新しい計画を平成24年度に策定します。
- ②市民と行政がそれぞれの立場に立ち、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進していくために、男女共同参画を進める条例の制定を目指します。
- ③とおかまち男女共同参画推進プランを積極的に推進するため、引き続き男女共同参画推進委員会などの組織を設置し、取組を強化します。
- ④男女共同参画を市民レベルで進めるためにリーダーや団体を育成し、ネットワーク化を図りながら、地域に密着した活動を展開します。

【主要事業】

- ・男女共同参画推進事業

2. 男女平等意識の高揚

- ①男女共同参画を推進するため、講演会やセミナーなどを開催するとともに、適切な情報発信や生涯にわたる様々な学習機会の確保などにより、人権尊重を基盤とした男女平等意識や自立意識の啓発に取り組めます。

3. 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

- ①家庭内における女性の負担を少なくするため、家族一人一人が家事・育児・介護などを担い、協力するための体制づくりの支援や意識啓発を進めます。
- ②女性が就労し続けられるために、育児休業法などの法的な保証制度の周知と活用促進を図るほか、男女ともに育児休暇や介護休暇などが取得しやすく職場復帰がしやすい環境づくりを進めます。

4. 推進拠点の整備と相談体制の充実

- ①男女共同参画を推進し、元気なまちをつくるための活動拠点の整備を進めます。
- ②女性をめぐる様々な問題に対応する総合的な相談体制の充実を進めます。

【主要事業】

- ・男女共同参画推進事業

【まちづくりの目標値】

項 目	現 状	目 標
審議会等委員への女性登用率	20.3% (平成22年4月1日現在)	35.0% (平成27年度)

現状と課題

- 市民と行政の信頼関係を深め、市政への市民参画を推進するため、広報紙やホームページなどで市民に対して必要な情報を提供し、行政情報を市民と共有化することが必要です。これまで以上に、市民にとって魅力があり、分かりやすく、よりきめ細かな広報活動や媒体を生かした効果的な広報活動が必要となっています。
- また、市民と行政が気軽に対話できる仕組みを更に充実し、市民の提言や要望を的確に施策に反映できるような広報機能が求められています。
- 情報公開制度の周知と、市民が求める情報公開への適正かつ迅速な対応が必要です。

広聴活動の状況（平成 21 年度）

事業名	状況
だんだんトーク	31 会場 858 人参加
サタデー市長室	35 団体・個人を対象に開催
市長への便り	438 件受付

情報公開及び個人情報保護制度の実施状況（平成 21 年度）

区分	情報公開					個人情報の開示		
	請求 件数	決定状況			(非公開の うち不保有)	請求 件数	決定状況	
公開		部分 公開	非公開	開示			非開示	
総務課	8	8	-	-	-	-	-	-
市民生活課	7	6	1	-	-	-	-	-
環境衛生課	1	-	1	-	-	-	-	-
建設課	6	1	-	5	5	-	-	-
産業振興課	2	1	-	1	1	-	-	-
上下水道局	1	-	-	1	-	-	-	-
学校教育課	4	-	4	-	-	-	-	-
合計	29	16	6	7	6	0	0	0

※「-」は該当がないもの

施策の展開

1. 広報・広聴活動の充実

- ①市報とおかまち・市議会だよりの発行やホームページを活用し、的確で分かりやすく魅力ある広報活動を推進します。
- ②「市長とふれあいトーク」や「サタデー市長室」の開催や市長への便りなど、政策形成に市民の声が反映できる仕組みを継続するほか、市民とともに考えるワークショップやパブリックコメント制度を活用して、市民と行政の双方向型の広聴活動を推進します。
- ③まちづくりのための市民アンケートを毎年実施し、市民の満足度とニーズを把握し、その結果を市政に反映させていきます。

2. 情報の積極的発信

- ①ホームページの更なる活用や、コミュニティFMやNHK文字データ放送など新たな媒体を活用して、行政情報を積極的に発信します。

【主要事業】
・ホームページ運営事業

3. 円滑な情報提供の推進

- ①市報とおかまちなどにより、情報公開制度の周知を図ります。また、文書管理の適正化を進め、個人情報の適正な保護のもと、情報公開の迅速化を図ります。

【主要事業】
・文書管理改善事業

【まちづくりの目標値】

項 目	現 状	目 標
ホームページの年間アクセス数	47万回	60万回

現状と課題

- 合併で市域が広がったことに伴い、市民の声が行政に反映されにくく地域が衰退するという住民不安は
いまだあります。これを解消するために 11 の地域協議会が設置されましたが、地区振興会との役割分
担などで必ずしも有効に機能していない面もあり、地域自らが考え、課題解決や目標実現のための実践
活動を進めていくのにふさわしい地域自治組織の在り方を明確にする必要があります。
- 自治組織として集落や町内会などのコミュニティ組織があり、地域住民の親睦や安心して支え合うまち
づくりを目的に、祭りや環境美化をはじめとして様々な活動に取り組んでいます。しかし、少子高齢社
会における地域運営や災害などへの対応には、これらの継続と発展だけでなく、NPOやボランティア
団体など多様な組織の育成と外部の支援者なども含めた、幅広い連携が重要です。

地 域	開催数	
	開催回数	出席委員数計
計	60	1,161
十日町	5	110
十日町西	3	57
十日町南	5	101
中 条	3	44
下 条	5	103
吉 田	3	55
水 沢	3	64
川 西	7	128
中 里	12	229
松 代	9	187
松之山	5	83

施策の展開

1. 地域自治活動の充実

- ① 地域内の各種団体の情報交換の場を設け、地域自治のための連携の輪を広げます。また、地域協議会の在り方を見直し、地域自治を推進するためにふさわしい自治組織に対して制度的・財政的支援を進め、地域自治活動の充実を図ります。
- ② 合併特例債を活用した基金を積み立て、その運用益を活用して地域住民の参加のもとで行う地域づくり活動に対し助成します。

【主要事業】

- ・ 地域自治活動支援事業
- ・ まちづくり活動費助成事業
- ・ 地域活性化推進事業

2. コミュニティの育成

- ① 広報や各種懇談会などを通じて、コミュニティづくりに関する情報を積極的に提供し、コミュニティの意識の啓発に努めます。
- ② 全国各地の地域づくりの情報提供や講演会などを行い、地域組織のリーダーを育成します。
- ③ コミュニティ組織の活性化を図るため、環境美化・資源のリサイクル・自主防災・地域文化・地域福祉などの地域活動を支援します。
- ④ 市民や団体が利用しやすく、コミュニティ活動の拠点となる施設の整備を支援します。

現状と課題

- 人口減少時代を迎え、地域間競争が激化する中で、本市が将来にわたり発展していくためには、時代の変化に伴う新しい行政課題や多様化する市民ニーズにいち早く対応する施策を展開していくことが必要です。また、支所においては住民に密着したサービスの推進や地域振興を図る必要がある一方で、本庁との連携強化と効率的な事務の執行が課題です。
- 地方分権が一段と進行する中で、自己決定・自己責任のもと行政運営をしていくためには、職員一人一人の意識改革や職務遂行能力の向上が必要です。また、人口規模に見合った職員数の中で効率的な行政運営を行う必要があります。

【まちづくりの目標値】

項 目	現 状	目 標
職員数 《定員適正化計画に基づき目標値を設定》	642 人 (平成 22 年 4 月 1 日)	500 人 (平成 27 年 4 月 1 日)

施策の展開

1. 効率的な事務処理と組織・機構の充実

- ①時代に対応した迅速な事務処理を行うため、事務の電子化を推進して事務の効率化を図ります。
- ②企画調整機能の充実強化により行政能力の向上を図ります。また、弾力性に富んだ組織運営を進めるとともに、各課の連携を一層強化します。
- ③事務処理の迅速化と、市民サービスの維持・向上のため、本庁と支所の効率的な機能分担と連携強化に向けた見直しを進めます。

【主要事業】
・行政評価推進事業

2. 職員の能力向上と定員管理

- ①職員の自主的な自己啓発を支援し、前例・形式主義にとらわれない広い視野と柔軟な発想をもった職員を育成します。
- ②階層別・分野別の専門研修をより一層充実し、政策立案能力、法務能力、説明能力などの高い専門性と積極性を備えた職員を養成します。
- ③現状では人口や産業構造が類似する他市に比べて職員数が多いことから、職員数の適正化を図ります。

【主要事業】
・職員研修事業
・職員知恵出し会議推進事業

現状と課題

- 人口の減少や景気の低迷から、地方財政はますます縮小していくことが想定されています。また、合併特例の各種財政支援も平成 27 年度で終了（普通交付税は平成 32 年度まで段階的縮小）し、中長期的には柔軟な財政運営が困難な状況になっていくことが確実視されるため、計画的な財政調整基金の積立や積極的な経費の節減、そして遊休施設の見直しなどの政策が必要です。
- 限られた財源や人的資源で高度・多様化する市民のニーズに的確に対応し、総合計画にある政策・施策を実現するためには、事務事業の整理・統合と効果的・効率的な執行が必要です。
- これまで以上に、予算や財政状況を分かりやすく市民に公表するとともに、前年踏襲の予算積み上げ方式を改め、市民ニーズを反映した効果的・効率的な施策に重点的に配分する予算編成方式への転換が必要です。
- 長引く経済の不況とともに市税の滞納が増大しています。市民の公平な負担の観点から税の滞納を少なくしていくことが課題です。

【まちづくりの目標値】

項 目		現状（平成 21 年度末）	目標（平成 27 年度末）
財政健全化 の指標	経常収支比率 ¹⁾	93.5%	90.0%
	うち人件費 に係る率	(21.1%)	(20.0%)
	実質公債費比率 ²⁾	16.5%	16.0%
市税徴収率（過年度分含む）		94.8%	95.5%

1)経常収支比率：人件費や扶助費などの義務的性格の経常経費に、市税等の経常一般財源収入がどの程度充てられたかを示す比率。財政構造の弾力性を判断する指標として用いられる。

2)実質公債費比率：市税等の経常一般財源収入のうち、公債費と公債費に準ずるものを含めた実質的な公債費相当額（交付税措置されるもの除く）に充当されたものの占める割合。

施策の展開

1. 経費の削減

- ①初期の設置目的を果たした施設、合併により不要となった施設などを見直し、機能の転換や統廃合に取り組みます。
- ②職員給与については、横並び・年功序列型の給与体系から、能力と実績の評価に基づく職務と職責に応じた給与体系に転換します。また、組織の再編・見直しにより職員削減を更に進め、総人件費の抑制に努めます。

2. 事務事業の整理・統合

- ①事務事業における行政関与の妥当性、受益と負担の公平性、優先度などの観点から、事務事業の整理・統合を行います。
- ②市民の視点に立った成果重視の行政への転換を図るため、重点施策や戦略的事業を継続的に検証し、改善につなげていくための行政評価システムを導入・公表し、事務事業の整理・統合を進めます。
- ③民間委託に加え、市の施設の指定管理者制度、P F I（民間資本の活用）などの制度を活用し、施設管理や専門的業務の民間への公共サービスの開放を積極的に推進します。また、委託を実施している第三セクターについても、経営状況の改善を図ります。

【主要事業】

・行政評価推進事業

3. 財政運営の改革

- ①予算や財政状況は、市報とおかまちやホームページなどで、分かりやすく市民に公表していきます。
- ②部制機能を最大限活用し、予算編成方法の見直しなど、大胆な財政運営の改革に取り組みます。

4. 収入の安定的確保と収納率の向上

- ①多くの機会や媒体を活用し、市民の義務としての納税意識の普及を更に図ります。
- ②引き続き適正な課税に努めるとともに、国県税とも連携を強めつつ収納率の向上を目指し、滞納処分・滞納整理の強化に取り組みます。

現状と課題

- 現在、本市が行っている行政事務の共同処理は、一部事務組合が4、協議会などの設置が5、事務委託が4となっています。
- 常備消防や介護保険の認定審査事務など、多くの行政事務を共同処理しています。しかし、少子高齢化の一方で多様化・複雑化する市民ニーズ、また、地域主権改革により増加する事務や権限など、広範な知見と高度な専門性が、これまで以上に基礎自治体に求められてきています。
- このような新たな課題と行政需要に応じていくため、他団体との連携のもと、事務事業などの一層の共同処理化を検討します。

共同処理事務一覧

平成 22 年 4 月 1 日現在

	事 務	組織・形態
一部事務組合	職員研修、交通災害共済ほか	新潟県市町村総合事務組合
	魚沼学園・魚沼更生園の設置・管理運営	魚沼地区障害福祉組合
	じんかい・し尿・斎場 ※	津南地域衛生施設組合
	常備消防・家畜診療所	十日町地域広域事務組合
協議会 など	障がい者の介護給付費等支給審査会の共同設置	十日町市地域障害者介護給付費等支給審査会
	胃集団検診車による検診、胃集団検診及び大腸がん検診	魚沼地域胃集団検診協議会
	介護認定審査会の共同設置	十日町地域介護認定審査会
	予防接種健康被害調査委員会の共同設置	十日町市、津南町予防接種健康被害調査委員会
	学校における結核についての総合的な対策	十日町市・津南町結核対策委員会
事務委託	十日町市理科教育センター事務	津南町から受託
	十日町情報館利用事務	津南町から受託
	十日町市視聴覚ライブラリー利用事務	津南町から受託
	十日町地域ニューにいがた里創プランステージの管理運営事務	十日町地域広域事務組合から受託

※中里・松之山地域のみ

施策の展開

1. 組合による共同処理の継続

- ①十日町地域広域事務組合などの一部事務組合による共同処理を継続しながら、組合の更なる組織運営の効率化と財政運営の健全化に構成団体と共に努めます。

2. 広域連携の推進

- ①他団体と共同処理又は受託する事務事業は、その内容の適正化を常に図りつつ、更なる事務処理の効率化に努めます。
- ②地域医療や福祉のほか教育の面など、高度な専門性を要する新たな行政需要については、他団体と連携を強めながら、相互にメリットを得るよう共同処理化を進めます。

現状と課題

- 長らく低成長下のもとに人口減少社会が到来し、持続的発展を目指す地方都市にとっては、全国的な都市間競争に残り、選び住み継がれることが必要です。この厳しい競争の中、自治体独自の取組は当然の一方で、複数の自治体間に共通の課題や共有の地域資源があれば、積極的な連携により、課題の克服と地域の発信に努めるべきです。
- 本市は、雪と豊かな自然をテーマに3県7団体による観光分野の取組を進めており、今後は、いわゆる「2014年問題」に向けた鉄道沿線間の連携のほか、地域医療の充実あるいは河川環境の保全面などで、新潟県をはじめ関係団体と連携を強めていくことが欠かせません。

施策の展開

1. 他団体との連携強化と組織化の推進

- ① 観光立国に向けた動きが全国各地に広がる中、更なる誘客力の向上を図るため、雪国観光圏の取組を充実すべく、3県7団体による連携を強化させます。
- ② 「2014年問題」への対応のため、ほくほく線と飯山線のそれぞれの利便性と両線の接続性を向上させるため、沿線市町村と連携を一層強めていくほか、新潟県と長野県とも連携していきます。
- ③ 地域医療の充実のため、南魚沼市で計画中の基幹病院や近隣の病院・診療所との連携のもとに、良好な受診環境が整うよう関係自治体等と連携を図るほか、信濃川流域等における河川環境の保全に向けて、新潟県などと連携していきます。

